

# 岐阜県埋立て等の規制に関する条例

## 岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則

条 例	規 則
岐阜県埋立て等の規制に関する条例 (平成18年岐阜県条例第47号)	岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則 (平成18年岐阜県規則第208号)
目次 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 埋立て等の基準（第6条・第7条） 第3章 不適正な埋立て等の禁止等（第8条・第9条） 第4章 特定事業の規制（第10条—第27条） 第5章 雜則（第28条—第32条） 第6章 罰則（第33条—第36条） 附則	
<b>第1章 総則</b> (目的) <b>第1条</b> この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。	(趣旨) <b>第1条</b> この規則は、岐阜県埋立て等の規制に関する条例（平成18年岐阜県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義) <b>第2条</b> この条例において「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。 2 この条例において「土砂等」とは、埋立て等に供される一切の物をいう。 3 この条例において「特定事業」とは、埋立て等を行う区域（宅地造成その他事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域において採取された土砂等を当該事業に供するものであるときは、当該事業を行う区域）以外の場所において採取又は製造（以下「採取等」という。）が行われた土砂等による埋立て等であって、その区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。	
(事業者の責務) <b>第3条</b> 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 2 土砂等を運搬する事業を行なう者は、埋立て等による土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。 3 事業者は、県及び市町村が実施する埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力しなければならない。	
(土地所有者等の責務) <b>第4条</b> 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を防止するため、その所有し、占有し、又は管理する土地において土壤が汚染され、又は災害の発生するおそれがある埋立て等（以下「不適正な埋立て等」という。）が行われることのないよう努めなければならない。 2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、県への通報その他必要な措置を講じなければならない。 3 土地所有者等は、県及び市町村が実施する埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力しなければならない。	
(県の責務) <b>第5条</b> 県は、埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を防止するために必要な施策を推進しなければならぬ	

<p>い。</p> <p>2 県は、市町村と連携して、埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な埋立て等が行われないように監視する体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、市町村が実施する埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する施策が十分に行われるよう技術的な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。</p>	
<p><b>第2章 埋立て等の基準</b> (環境基準)</p> <p><b>第6条</b> 埋立て等に供される土砂等が土壤の汚染を防止するために満たすべき基準(以下「環境基準」という。)は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境に関する基準に準じて、規則で定める。</p>	<p>(環境基準)</p> <p><b>第2条</b> 条例第6条の環境基準は、別表第一項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の環境基準への適合の状況については、別表第一項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判定するものとする。</p>
<p>(構造基準)</p> <p><b>第7条</b> 特定事業区域(特定事業を行う区域をいう。以下同じ。)の構造が災害の発生を防止するために満たすべき基準(以下「構造基準」という。)は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第9条第1項に規定する基準に準じて、規則で定める。</p>	<p>(構造基準)</p> <p><b>第3条</b> 条例第7条の構造基準は、別表第二に定めるとおりとする。</p>
<p><b>第3章 不適正な埋立て等の禁止等</b> (環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等)</p> <p><b>第8条</b> 何人も、環境基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならない。ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。</p> <p>一 国又は地方公共団体が行う埋立て等であって生活環境の保全上必要な措置が講じられているものとして規則で定めるもの</p> <p>二 公共的団体及びこれに類する者として規則で定めるものが行う埋立て等であって生活環境の保全上必要な措置が講じられていると知事が認めるもの</p>	<p>(環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止に係る適用除外)</p> <p><b>第4条</b> 条例第8条第1項第一号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかの措置が講じられているものとする。</p> <p>一 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第40条に規定する方法により実施する同規則第36条第1項に規定する措置。ただし、同規則別表第六の一の項中欄中「地下水の水質の測定を行うこと(以下「地下水の水質の測定」という。)」とあるのは「地下水の水質の測定及び雨水、地下水その他の水の浸入防止措置を講ずること(以下「地下水の水質の測定等」という。)」と、同規則第四十条第一項及び別表第八の一の項上欄中「地下水の水質の測定」とあるのは「地下水の水質の測定等」と、同規則別表第八の一の項下欄第一号イ中「当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上」とあるのは「雨水、地下水その他の水の浸入防止措置完了後、一年に四回以上」と、「環境大臣が定める方法により測定する」とあるのは「環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認する」と、同号ロ中「イの測定の結果を都道府県知事に報告する」とあるのは「環境基準に適合しない土砂等に雨水、地下水その他の水が浸入しない措置をとる」と読み替えるものとし、同号ハの規定は、適用しない。</p> <p>二 前号に掲げる措置に準ずるものとして知事が認める措置</p> <p>2 条例第8条第1項第二号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 独立行政法人</p> <p>二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人</p> <p>三 地方独立行政法人</p>

	<p>四 日本下水道事業団      五 中日本高速道路株式会社      六 地方住宅供給公社      七 地方道路公社      八 土地開発公社      九 土地改良区及び土地改良区連合      十 土地区画整理組合      十一 市街地再開発組合      十二 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の業務遂行能力があるもの      十三 道路、鉄道その他の公共の用に供する施設の整備（国又は県から法令に基づく指示、許可又は選定を受けたものに限る。）を行おうとする者</p> <p>3 条例第8条第1項第三号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設、廃棄物処理法第9条の3第1項の規定による届出をした一般廃棄物処理施設、廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設又は岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成11年岐阜県条例第10号）第21条第1項若しくは第2項の規定による届出をした小規模産業廃棄物処理施設において行う埋立て等</p> <p>二 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項に規定する鉱山において行う埋立て等</p> <p>三 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項若しくは第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で同法第6条第1項に規定する汚染の除去等の措置として行う埋立て等、同法第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積又は同法第22条第1項の許可（同法第27条の5の規定により同法第22条第1項の許可があつたものとみなされるものを含む。）を受けた汚染土壌処理施設において行う埋立て等</p>
2 知事は、埋立て等（前項ただし書に該当するものを除く。次項において同じ。）に環境基準に適合しない土砂等が供されているおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	
3 知事は、埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が供されていることを確認したときは、速やかに、当該土砂等及び当該埋立て等が行われた場所の土壤に係る情報を公表するとともに、当該埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等に供された土砂等（当該土砂等により環境基準に適合しないこととなった土壤を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壤の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	
（埋立て等による崩落等の防止措置）	
<b>第9条</b> 埋立て等を行う者は、当該埋立て等に供された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。	
<b>第4章 特定事業の規制</b> (特定事業の許可)	
<b>第10条</b> 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、特定事業が次に掲げる埋立て等である場合にあっては、この限りでない。 一 国、地方公共団体又は公共的団体及びこれに類する	<p>（特定事業の許可の適用除外）</p> <p><b>第5条</b> 条例第10条第一号の規則で定めるものは、前条第</p>

<p>者として規則で定めるものが行う埋立て等</p> <p>二 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づく許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）を受けた者が、当該許認可等に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該許認可等に係る場所において行う埋立て等</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める埋立て等</p>	<p>2 項各号に掲げるものとする。</p> <p>2 条例第10条第三号の規則で定める埋立て等は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 非常災害のために必要な応急措置として行う事業</li> <li>二 植樹の用に供する目的で行う事業</li> <li>三 運動場、駐車場その他本来の機能を維持する目的で行う事業</li> <li>四 製品の販売を目的として行う事業</li> <li>五 廃棄物処理法に基づく行政処分（行政指導を含む。）を受けて行う事業</li> <li>六 前条第3項各号に掲げる埋立て等</li> </ul>
<p>（許可の申請）</p> <p><b>第11条</b> 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>二 特定事業区域の位置及び面積</li> <li>三 特定事業の施行を管理する事務所の所在地</li> <li>四 特定事業に供する施設の設置計画及び位置</li> <li>五 特定事業の施行の現場を管理する者の氏名</li> <li>六 特定事業の施行期間</li> <li>七 特定事業に供される土砂等の量</li> <li>八 特定事業に供される土砂等の搬入計画</li> <li>九 特定事業が施行されている間において、特定事業に供された土砂等の崩落、飛散又は流出（以下「崩落等」という。）による災害の発生を防止するために講ずる措置</li> <li>十 特定事業が施行されている間において、特定事業に供される土砂等の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）における特定事業区域の構造（当該堆積量が特定事業の完了時における堆積量を超える場合に限る。）</li> <li>十一 特定事業の完了時における特定事業区域の構造</li> <li>十二 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</li> </ul>	<p>（許可の申請）</p> <p><b>第6条</b> 条例第11条に規定する申請書は、特定事業許可申請書（別記第2号様式）とする。</p> <p>2 条例第11条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書）</li> <li>二 特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下「特定事業場」という。）の位置図及び付近の見取図</li> <li>三 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施行の前後の構造及び土砂等の最大堆積時における構造（当該土砂等の堆積量が特定事業の完了時における堆積量を超える場合に限る。）が確認できるものに限る。）</li> <li>四 特定事業場の土地の登記事項証明書（申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び公図の写し</li> <li>五 特定事業区域の面積を実測した求積図及び求積表</li> <li>六 特定事業の施行の現場を管理する者であることを証する書面</li> <li>七 特定事業に供される土砂等の予定容量の計算書</li> <li>八 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面</li> <li>九 摊壁を用いる場合にあっては、当該摊壁の断面図及び背面図</li> <li>十 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の摊壁を用いる場合にあっては、当該摊壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</li> <li>十一 特定事業が別表第四に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面</li> <li>十二 特定事業が別表第四に掲げる行為に該当しない場合であって、他の法令等の許認可を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面</li> <li>十三 その他知事が必要と認める書類</li> </ul>
<p>（許可の基準）</p> <p><b>第12条</b> 知事は、第10条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 第8条第2項若しくは第3項、第21条、第22条又は第26条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者</li> <li>ロ 第25条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該</li> </ul> </li> </ul>	

<p>取消しに係る岐阜県行政手続条例(平成7年岐阜県条例第36号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)</p> <p>ハ 第25条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>ニ 特定事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ホ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからニまでのいづれかに該当する者のあるもの</p> <p>ヘ 個人で規則で定める使用人のうちにイからニまでのいづれかに該当する者のあるもの</p> <p>二 特定事業の施行を適切に管理するために必要な体制が整えられていると認められること。</p> <p>三 特定事業の施行が他の法令等の規定に反しないものであること。</p> <p>四 特定事業が施行されている間において、当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられること。</p> <p>五 特定事業の完了時及び最大堆積時における特定事業区域の構造が構造基準に適合するものであること。</p> <p>2 特定事業の施行が、他の法令等に基づく許認可等を要するものであって、当該他の法令等により土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである場合は、前項第四号及び第五号の規定は、適用しない。</p>	<p>(条例第12条第1項第一号ホ及びヘへの規則で定める使用人)</p> <p><b>第7条</b> 条例第12条第1項第一号ホ及びヘに規定する規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>一 本店若しくは支店又は主たる事務所若しくは従たる事務所</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p>
<p>(変更の許可等)</p> <p><b>第13条</b> 第10条の許可を受けた者は、第11条第二号、第六号及び第九号から第十一号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならぬ。ただし、第8条第2項若しくは第3項、第21条、第22条又は第26条の規定による命令に従つて当該変更をしようとする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>二 変更の内容及びその理由</li> <li>三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項</li> </ul> <p>3 前条の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>4 第10条の許可を受けた者は、第11条第一号、第三号から第五号まで、第七号、第八号及び第十二号に掲げる事項の変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(変更の許可の申請等)</p> <p><b>第10条</b> 条例第13条第2項の申請書は、特定事業変更許可申請書(別記第4号様式)とする。</p> <p>2 条例第13条第2項の規則で定める書類は、第6条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものとする。</p> <p>3 条例第13条第4項の規定による届出は、遅滞なく、特定事業軽微変更届(別記第5号様式)を提出して行わなければならない。</p>
<p>(許可の条件)</p> <p><b>第14条</b> 第10条の許可(前条第1項の許可を含む。以下この章(次条を除く。)において同じ。)には、条件を付すことができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。</p>	
<p>(特定事業の着手の届出)</p> <p><b>第15条</b> 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定</p>	<p>(特定事業の着手の届出)</p> <p><b>第11条</b> 条例第15条の規定による届出は、特定事業に着手</p>

事業に着手したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	した日から起算して10日以内に、特定事業着手届（別記第6号様式）を提出して行わなければならない。
(土砂等の搬入の届出) <b>第16条</b> 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取等が行われた場所（以下「採取場所」という。）ごとに、規則で定めるところにより、当該土砂等が当該採取場所において採取等が行われたものであることを証するために必要な書面で規則で定めるもの（以下「採取元証明書」という。）を添付して知事に届け出なければならない。 2 前項の場合において、搬入しようとする土砂等に、製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していた物（以下「製造物等」という。）を含むときは、当該土砂等が環境基準に適合していることを証するために必要な書類で規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、土壤の汚染のおそれがないと知事が認めた場合は、この限りでない。	(土砂等の搬入の届出) <b>第12条</b> 条例第16条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記第7号様式）を提出して行わなければならない。 2 条例第16条第1項の採取元証明書は、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等採取元証明書（別記第8号様式）とする。  3 条例第16条第2項の当該土砂等が環境基準に適合していることを証するために必要な書類で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書（別記第9号様式）及び土壤分析（濃度）結果証明書（計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けた者が発行したものに限る。以下同じ。）とする。 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る土壤分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の土壤分析は、それぞれ別表第一項目の欄に掲げる項目ごとに、同表測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。
(環境基準に適合しない土砂等の報告) <b>第17条</b> 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に環境基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、知事にその旨を報告しなければならない。	
(帳簿への記載) <b>第18条</b> 第10条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に供した土砂等の採取場所、搬入の日付及び数量その他の事項を帳簿に記載しなければならない。	(帳簿への記載) <b>第13条</b> 条例第18条の規定による帳簿の記載は、土砂等の採取場所ごとに作成した埋立て等施行管理台帳（別記第10号様式）に、その搬入の日付ごとに行わなければならない。 2 前項の場合において、搬入した土砂等を搬出するときは、同項の埋立て等施行管理台帳と併せて、埋立て等施行管理台帳（搬出用）（別記第10号様式の2）に、その搬出の日付ごとに帳簿への記載を行わなければならない。
(関係書類等の閲覧) <b>第19条</b> 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の施行を管理する事務所において、当該特定事業が施行されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び前条の帳簿を公衆の閲覧に供しなければならない。	
(標識の掲示等) <b>第20条</b> 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域又は特定事業に供する施設の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施行されている間、氏名又は名称、現場を管理する者の氏名その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。  2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の区域との境界にその境界を明らかにする表示をしなければならない。	(標識) <b>第14条</b> 条例第20条第1項に規定する標識の様式は、埋立て等に関する標識（別記第11号様式）とする。 2 条例第20条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。 一 特定事業の許可年月日及び許可番号 二 特定事業の目的 三 特定事業場の所在地 四 特定事業を行う者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先 五 特定事業の許可期間 六 特定事業場及び特定事業区域の面積 七 特定事業に供される土砂等の搬入予定量 八 特定事業の施行の現場を管理する者の氏名 九 特定事業場及び特定事業区域の見取図
(緊急時の措置命令) <b>第21条</b> 知事は、第10条の許可を受けた者に対し、当該許	

<p>可に係る特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるとときは、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(無許可事業者に対する撤去命令等)</p> <p><b>第22条</b> 知事は、第10条又は第13条第1項の許可を受けないで特定事業を行った者に対し、当該特定事業に供された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(特定事業の完了等)</p> <p><b>第23条</b> 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該特定事業を休止した場合であって、当該休止の期間が2月末満であるときは、この限りでない。</p>	<p>(特定事業の完了等に係る届出)</p> <p><b>第15条</b> 条例第23条第1項の規定による届出は、特定事業完了届（別記第12号様式）、特定事業一部完了届（別記第12号様式の2）又は特定事業廃止（休止）届（別記第13号様式）を提出して行わなければならない。</p>
<p>2 前項の場合（休止した場合を除く。）において、当該特定事業が製造物等を含む土砂等を供したものであるときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域内の土壤検査を行い、その結果を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定事業が構造基準（前項の規定による届出があった場合にあっては、環境基準及び構造基準）に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定により構造基準に適合していない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る特定事業区域の構造を構造基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 条例第23条第2項の規定による土壤検査は、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 土壤検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。</li> <li>二 土壤検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壤について行うこと。</li> <li>三 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第一号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。</li> <li>四 土壤検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第一項目の欄に掲げる項目ごとに、同表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。</li> </ul> <p>3 特定事業区域に搬入した土砂等が全て搬出されたとき、及び条例第16条第2項ただし書の規定により土壤の汚染のおそれがないと知事が認めたときは、条例第23条第2項の土壤検査を省略することができる。</p> <p>4 条例第23条第2項の規定による届出は、知事が指定する日までに、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 土壤検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真</li> <li>二 第2項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第9号様式）及び土壤分析（濃度）結果証明書</li> </ul>
<p>(地位の承継)</p> <p><b>第24条</b> 第10条の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業の全部を譲り渡し、又は同条の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が</p>	

<p>2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人（以下「譲受人等」という。）は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。ただし、譲受人等が第12条第1項第一号イからヘまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p><b>第16条</b> 条例第24条第2項の規定による届出は、特定事業承継届（別記第14号様式）を提出して行わなければならない。</p>
<p>(許可の取消し等)</p> <p><b>第25条</b> 知事は、第10条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第8条第2項若しくは第3項、第21条、第22条又は第26条の規定による命令に違反したとき。</li> <li>二 不正の手段により第10条又は第13条第1項の許可を受けたとき。</li> <li>三 第12条第1項第一号イからヘまでのいずれかに該当するに至ったとき。</li> <li>四 第13条第1項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けないでしたとき。</li> <li>五 第14条の条件に違反したとき。</li> <li>六 第15条から第20条まで又は第23条第2項の規定に違反したとき。</li> </ul> <p>2 前項の規定により第10条の許可の取消しを受けた者は、速やかに、当該取消しに係る特定事業区域の構造を構造基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>(完了、廃止若しくは休止又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)</p> <p><b>第26条</b> 知事は、第23条第4項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、当該完了、廃止若しくは休止又は取消しに係る特定事業区域の構造を構造基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(関係書類等の保存)</p> <p><b>第27条</b> 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第23条第1項の規定による完了若しくは廃止の届出をした日又は第25条第1項の規定による取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第18条の帳簿を保存しなければならない。</p>	
<p><b>第五章 雜則</b></p> <p>(報告の徵収)</p> <p><b>第28条</b> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者に対し、当該埋立て等の状況その他必要な事項に關し報告を求めることができる。</p>	
<p>(立入検査)</p> <p><b>第29条</b> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等を行う者の事務所若しくは事業場又は埋立て等をしようとする場所若しくは埋立て等をした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(身分を示す証明書)</p> <p><b>第17条</b> 条例第29条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記第15号様式）とする。</p>

(手数料)	
<b>第30条</b> 第10条又は第13条第1項の許可を受けようとする者は、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成21年岐阜県条例第19号）の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。	
(市町村条例との関係)	
<b>第31条</b> この条例の規定は、市町村が、その地域の自然的・社会的諸条件に応じて、埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。	
(委任)	
<b>第32条</b> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要な事項は、規則で定める。	
第六章 罰則	
<b>第33条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 一 第8条第2項若しくは第3項、第21条、第22条、第25条第1項又は第26条の規定による命令に違反した者 二 第10条又は第13条第1項の規定に違反して特定事業を行った者	
<b>第34条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 一 第16条又は第23条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
<b>第35条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 第13条第4項、第15条、第23条第1項又は第24条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第27条の規定に違反して、同条に規定する書類の写し又は帳簿を保存しなかった者 三 第28条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 四 第29条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	
<b>第36条</b> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
<b>附 則</b> (施行期日) 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際に特定事業を行っている者又はその譲受人等は、この条例の施行の日から起算して6ヶ月間は、第10条の許可を受けないで、その特定事業を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。 (岐阜県手数料徴収条例の一部改正) 3 岐阜県手数料条例の一部を次のように改正する。 (次のように) <b>附 則(平成21年3月30日条例第19号抄)</b> (施行期日) 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。	<b>附 則</b> この規則は、平成19年4月1日から施行する。 <b>附 則(平成19年9月21日規則第78号)</b> この規則は、平成19年10月1日から施行する。 <b>附 則(平成20年12月19日規則第82号)</b> この規則は、公布の日から施行する。 <b>附 則(平成22年4月1日規則第45号)</b> この規則は、公布の日から施行する。 <b>附 則(平成25年3月22日規則第9号)</b> この規則は、平成25年4月1日から施行する。 <b>附 則(平成26年3月27日規則第30号)</b> この規則は、平成26年4月1日から施行する。 <b>附 則(平成27年3月26日規則第10号)</b> この規則中別表第四の改正規定(同表第2号に係る部分を除く。)は平成27年4月1日から、同表の改正規定(同表第2号に係る部分に限る。)の改正規定は平成27年5月29日から施行する。 <b>附 則(平成29年3月23日規則第12号)</b> この規則は、平成29年4月1日から施行する。 <b>附 則(平成31年3月20日規則第11号)</b>

り提出されている申請書は、改正後の岐阜県埋立て等の規制に関する条例第11条の規定により提出された申請書とみなす。

**附 則（令和5年3月22日条例第14号）**

- 1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第1条中別表第一の改正規定（シスー1・2ージクロロエチレンの項に係る部分を除く。）及び次項の規定公布の日
  - 二 第1条中第4条及び別表第一シスー1・2ージクロロエチレンの項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成31年4月1日
  - 三 第2条の規定 平成31年7月1日  
(経過措置)
- 2 第1条の規定（別表第一シスー1・2ージクロロエチレンの項の改正規定を除く。）による改正後の別表第一の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に行う土壤分析及び土壤検査について適用し、同日前に行う土壤分析及び土壤検査については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定（別表第一シスー1・2ージクロロエチレンの項の改正規定に限る。）による改正後の別表第一の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う土壤分析及び土壤検査について適用し、同日前に行う土壤分析及び土壤検査については、なお従前の例による。

**附 則（令和3年3月12日規則第17号）**

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の規定は、この規則の施行の日以後に行う土壤分析及び土壤検査について適用し、同日前に行う土壤分析及び土壤検査については、なお従前の例による。

**附 則（令和5年5月26日規則第45号）**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第2条、第12条、第15条関係）

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55・2、55・3又は55・4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38の備考11及び38・1・1に定める方法を除く。）又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐 <sup>りん</sup>	検液中に検出されないこと	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65・2（規格65・2・7を除く。）に定める方法（ただし、規格65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素 <sup>ひそ</sup>	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあっては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法

1, 1, 1—トルクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1, 1, 2—トルクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1, 3—ジクロロプロパン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67・2、67・3又は67・4に定める方法
ふつ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34・1（規格34の備考一を除く。）若しくは34・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34・1・1 c）（注（2）第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47・1、47・3又は47・4に定める方法
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

#### 備 考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあっては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

**別表第二（第3条関係）**

- 1 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施行する場合にあっては、特定事業を施行する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 埋立て等の高さ（特定事業により生じた法面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及び法面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該法面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		法面の勾配
砂、礫、砂質土、 礫質土、通常の 施工性が確保さ れる粘性土その 他これらに準ず るもの	建設業に属する事業を行 う者の再生資源の利用に 関する判断の基準となる べき事項を定める省令 (平成3年建設省令第19 号)別表第一に規定する 第1種建設発生土、第2 種建設発生土及び第3種 建設発生土	土質試験等に基づき 埋立て等の構造の安 定計算（以下「安定 計算」という。）を行 った場合	安全が確保され る高さ	安全が確保される勾配
	その他	10メートル以下		垂直1メートルに対する水平 距離が1・8メートル（埋立て 等の高さが5メートル以下の 場合にあっては、1・5メート ル）以上の勾配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平 距離が1・5メートル以上の 勾配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保 される勾配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に  
関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16  
号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以  
上の段を設け、当該段及び法面には雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられてい  
ること。
- 8 特定事業区域（法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止の  
ための措置が講じられていること。

備考 特定事業が施行されている間においては、第5号から第8号までの規定は、適用しない。

**別表第三**（第8条関係） 削除

**別表第四（第6条、第9条関係）**

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業
- 4 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項及び第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を要する行為
- 5 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 7 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 8 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 9 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 10 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可を要する宅地造成
- 11 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 12 都市計画法（昭和43年法律第百号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 13 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 14 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 15 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する開発行為
- 16 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 17 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 18 岐阜県立自然公園条例（昭和39年岐阜県条例第45号）第9条第4項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 19 岐阜県自然環境保全条例（昭和47年岐阜県条例第17号）第18条第1項の規定による特別地区内における許可を要する行為